

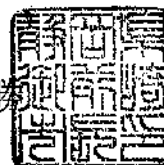
公 示 送 達 書

御前崎市告示第150号

令和8年7月16日

静岡県御前崎市長

下村



下記のとおり、送達すべき書類を当役所に保管してありますから、
来庁の上、受領してください。

記

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	備 考
清水 久之	令和8年度 軽自動車税 督促状	所在不明

注意：上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項により、上記の日から
起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。